

## 【合理的な配慮の提供に関する対応方法】

本学に入学を希望する者で、障害（学校教育法施行令22条の3に定める障害の程度）等により、受験上および修学上の配慮を必要とする可能性がある場合は、それぞれの出願期間の開始日までに入試広報室へご相談ください。